

東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する

条例の施行期日を定める規則

東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例（平成二十三年東京都条例第六十七号）の施行期日は、平成二十三年七月十九日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。